

こんにちは、研修部の茂村です。

今回は、「理療科」について、お話ししてみたいと思います。

本校の理療科には 2 つの教育課程があります。

1 つ目の教育課程は、特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校の後期課程を卒業した者（令和 7 年 3 月卒業見込みの者を含む。）若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者で、本校に入学し、3 年間の教育課程を終えることで、「高等部卒業の資格」と「あん摩マッサージ指圧師」の国家試験を受験する資格を取得することができるものです。

2 つ目の教育課程は、特別支援学校高等部、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（令和 7 年 3 月卒業見込みの者を含む。）又は学校教育法施行規則第 150 条各号のいずれかに該当し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、本校に入学し、3 年間の教育課程を終えることで「あん摩マッサージ指圧師」、もしくは、それに加えて「はり師及びきゅう師」の 3 科の国家試験を受験する資格を取得することができます。

この 3 年間、学習はとても興味深いものではあり、医師の方よりは基礎的な内容ではあるものの、解剖学や生理学、診察や治療に関わる西洋医学から、独自の哲学に基づく病態把握や一般に「ツボ」と呼ばれる経穴の取り方などを含む東洋医学まで、その内容は非常に多岐にわたります。

これらを学ぶために生徒の皆さんには、拡大文字や点字の教科書を使ったり、それが難しい場合は教科書の内容を録音したものを聴いたりしています。中途障がいの生徒さんにとってこのような形の学習は決して簡単なことではありませんが、卒業後の自立を目指して、皆さん熱意をもって取り組んでおられます。

一方で、理療科には、他の学科にはない大きな特徴があります。それは理療科で座学と実技の指導を行う教員自身が視覚障がいの当事者であるということです。全盲から弱視まで様々な視力の教員がいますので、学習についてはもちろん、生活面などにおいても自らの経験を生かして、生徒の困りごとに寄り添いながらよりよい方向へ進むことを考えることができます。

また、実社会で様々な経験を積んでこられた生徒さんが入学してこられますので、逆に教員の方がいろいろと教えていただけるケースも多くあります。

このように理療科では、生徒と教員がお互いに協力し学び合いながら国家資格の取得と、その先の自立を目指してがんばっています。

もう一つ、理療科ならではの活動として、毎日の外来実習や校外実習、年に一度の敬老奉仕活動などがあります。これらを通して地域の方々を含めた学校外の皆さんとの交流も行いながら、生徒さんたちは、充実した学校生活を送られています。

※ 理療科は入学選考により入学が決定します。記載の応募資格は、「令和 7 年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱」によるものです。